

定義 基本方針に基づいて進めていくにあたって、具体的事項を以下に定めるものとする

1 指導者謝金

主として指導を担当する者 1, 600円/1時間 ※1日3時間上限

主として指導をサポートする者 1, 100円/1時間 ※1日3時間上限

事務的補助をする者 1, 000円/1登録、月の練習計画 ※上限額を13, 000円とする

※主かサポートかは、本人申し出によるものとし、次に示す役割を責任をもって果たすことができるかどうかで町が判断するものとする

※大会・コンクールについては、1日5時間を上限とする

(競技役員等に係る時間も、謝金の対象とするが、別途支給がある場合はこの限りではない)

※指導者謝金の対象とする時間の端数処理は、30分単位で切り捨て・切り上げを行う

2 指導者の役割

1 主として指導を担当する者

○生徒の活動場所に出向き、直接指導する。

○練習計画を立案し、サポートする者や後援会との連絡を行う。

○サポートする者と練習計画を共有し、サポートする者に指示を出す。

○活動中の生徒の様子等を保護者や後援会に伝えたり、各後援会と連携し、後援会の運営に協力する。

○生徒間および生徒と指導者（サポート含む）間のトラブルに際し、その保護者、後援会、学校、NPO法人クラブきくよう、町教育委員会と連携を図り、早期に対応し解決を図る。

○大会・コンクール参加の計画を後援会とともに企画し、事務担当がいる場合は計画の作成を依頼する。

○大会・コンクール参加の際に、生徒を引率し直接指導する。

○大会・コンクールの役員となる場合は、その用務を行い、大会運営に協力する。

2 指導者の役割

2 主として指導をサポートする者

- 生徒の活動場所に出向き、主となる指導者の指示を生徒に伝え、指導の補助を行う。
- 体調を崩したり、ケガをしたりしたときの手当等を行う。

3 事務的補助をする者

- 選手登録の手続き、大会及びコンクール参加申し込み等運営に必要な事務的作業を行う。
- 毎月の練習計画及び練習試合の引率計画の作成
- 手続き等で平日に用務を行わなければならない要件については、用務実施期日・時間・用務内容をNPO法人クラブきくように報告する。
- 主たる指導者またはサポートする者が事務的業務を行った場合は、該当者に別途支払う。

4 活動実績の報告

- それぞれの活動実績を月末にNPO法人クラブきくように報告する。
- 活動日、実施時間、活動内容、具体的内容を報告する。
- 事務的用務を平日に行った場合、用務実施期日時、用務内容をNPO法人クラブきくように報告する。